

○令和7年度税制改正大綱について

令和6年12月20日に、自由民主党、公明党より「令和7年度税制改正大綱」が公表されました。主な改正内容は下記のとおりでございます。

1. 【所得税】基礎控除、給与所得控除の引き上げ（103万円壁対応）

令和7年分以後支給される給与より、所得税が課税されない給与収入額が、103万円から123万円へ拡大（基礎控除+10万円、給与所得控除+10万円）されます。ただし、年収が190万円までは「最低保障額」として65万円が控除されますが、年収が190万円を超えてからの給与所得控除額は、従来と変わりません。なお、住民税については、給与所得控除は所得税と同様になりますが、基礎控除は据え置き（減税なし）になります。

また、大学生年代の子の給与収入額について、150万円以下であれば特定親族特別控除63万円の控除を受けることができます。

2. 【所得税】生命保険料控除の拡充

令和8年より、23歳未満の扶養親族がいる場合、新生命保険料に係る一般生命保険料控除の適用限度額が現行の4万円から6万円に引き上げられます。ただし、一般生命保険料控除、介護保険料控除、個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現行の12万円に据え置かれます。なお、住民税の適用限度額につきましては未定になっております。

3. 【所得税】住宅ローン控除の拡充（1年延期）

子育て特例対象個人（夫婦のいずれかが40歳未満又は19歳未満の扶養親族を有する者）が、認定住宅等を新築して令和7年中に入居した場合は、対象借入金限度額が500万円または1,000万円上乗せになります。なお、一般住宅を新築した場合は、控除額は0円になります。

4. 【所得税】確定拠出年金制度等の見直し

企業型確定拠出年金、個人型確定拠出年金の拠出限度額が引き上げられます。改正後の拠出限度額につきましては、加入している年金、他の制度を併用している場合等により異なりますので、詳細は今後公表される厚生労働省のパンフレット等をご確認ください。なお、引き上げ時期は未定になっております。

5. 【法人税】防衛特別法人税の創設

令和9年3月決算より、防衛特別法人税として、基準法人税額の4%（現行の法人税率が23.2%ですので、実質は1%弱の増税になります）が新たに課税されます。ただし、基礎控除額が500万円あるため、中小法人の場合は、課税所得2,400万円程度までは課税されない見込みになっております。

以上